

麴氏高昌国の將軍号と兼官

本 間 寛 之

はじめに

筆者はこれまで、麴氏高昌国の官制について、主として書式の定まった公文書とそこに見える官号を手がかりとして検討を行ってきた。その結果、麴氏高昌国の官員が大きく二つのグループに分かれること、個々の官員、特に特定の部署を肩書きとしない官員と高昌国王とが個別に結びつくこと、高昌国民と高昌国王との間の距離が非常に近いこと、などを指摘してきた。⁽¹⁾これは高昌国の官制が官員と高昌国王の個人的な関係を基にしている可能性を示すものであり、従来、中国中原王朝の官制を祖述するかたちで行なわれてきた麴氏高昌国官制の復元とは大きく異なるもの

である。

ところで、公文書を「官庁内部で使用した全ての文書」と定義した場合、高昌国の公文書には他にも多くの種類、特に帳簿類が多く含まれるのであり、そこに見える官号には、これまで検討してきた官号以外のグループに分類される官号も多数見られる。中でもとりわけ將軍号は嶋崎昌氏以来、麴氏高昌国の位階に相当するものと考えられてきたものであるが、⁽²⁾上述したような麴氏高昌国を独自のものとして捉える視点から見ると、そのような中原王朝の制度を祖述した解釈は必ずしも成立するとは限らないであろう。では、この視点から見ると、將軍号は如何なる性質を持つのであろうか。上述したこれら公文書を見ると、將軍号は他の官号と組み合わせられて用いられることが多く、その組

み合わせには幾つかのパターンが存在するようである。そこで、本稿では將軍号の性質を他の官号との相互関係から明らかにしてみたい。なお、今回はトルファン文書及び「麴斌造寺碑」³⁾を利用するが、もう一つの重要な史料である墓誌については、その性質上の相違点を踏まえた上で、別稿にて改めて論じることとしたい。

一、官号の分類

筆者は先の論文において、辞・符・上奏文書等の書式で定まった公文書に見える官員を、特定の部署を官号に含むか否かを基準に、仮に「A群」・「B群」とグループピングしてきた。すなわち、「民部」・「兵部」・「屯田」など特定の部署名を含む官号をB群とし、具体的には例えば兵部の場合、「兵部郎中」・「兵部長史」・「兵部司馬」・「兵部参軍」・「兵部主簿」・「兵部吏」というものであって、この順序で序列が存在すると考えられる。一方、それ以外の官号は、本稿で検討する將軍号を除いてA群と大まかに分類でき、このA群官員はB群官員とは異なり国王と個別に結びつく性質のものであることを明らかにした。

しかし、麴氏高昌国の官号には、これらの官号の他に更に將軍号が存在するほか、「領_レ事」・「兼_レ事」・「行_レ事」

といった官号も存在し、これらが組み合わされて一人の官員の肩書きとなることが多い。この「領_レ事」・「兼_レ事」・「行_レ事」といったかたちをとる部分を、さしあたり兼官号と呼称するとして、麴氏高昌国の官員の肩書きをパターン化すると、主として以下の二通りに集約される。

「將軍号＋(A群・B群官号)＋領(兼)事」

「行_レ事＋(A群官号)」

これより、A群・B群の官号は、あたかもそれが本官のような位置に置かれていることが分かる。そして、A群・B群官号が単独で使用されるだけでなく、このように將軍号や兼官号と組み合わせで使用されることが多いことから、これらの官号の性質と相互の関係について検討することによって、麴氏高昌国の官制の特徴が窺えると考えられるのであり、以下にそれぞれ考察を加えたい。

二、將軍号

まず、將軍号から検討したい。

麴氏高昌国の將軍号についての研究は、先述のように嶋崎氏によって開始されたものである。氏は麴氏高昌国の將軍号を北魏の太和後令の官品順に基づいて配列した上で、それは名譽の称号として加官されるもので、「諸官の位置

の高低を定める重要な基準」であり、またそれらは高昌国王が北魏から授けられた官爵（驃騎大將軍）を越えることがないように調整されているとした。これは南北朝期における將軍号の散官化・位階化の流れを背景とした考え方であり、以後、通説となった。また、中国中原王朝からの授爵が周辺諸国内部の官制をも規定するという考え方は日本史や朝鮮史の分野においても注目されている。⁽⁴⁾

中国でも、侯燦氏が新出の出土文字資料に基づいて官制表を作成しているが、これもまた、將軍号を一つの指標として配列したものであり、その点で嶋崎氏の研究を継承するものであったといつてよい。⁽⁵⁾

こうして嶋崎氏以来の説が通説となっている中、荒川正晴氏は將軍号が単独で現われることに気づき、「一つの可能性として」、將軍が「単に將軍としての身分から長史や司馬や侍郎と同様に、各部及び門下の事を掌っていたとも推測できる」と指摘したことがある。⁽⁶⁾ただし、氏の論文の主眼は高昌国中央における各部の長史・司馬などの官員（筆者のいうB群官員）、及び地方官制にあったので、それ以上の言及はなされていない。

一方、王素氏は高昌国の軍事制度を考察した際に、將軍号について、トルファン文書の帳簿類中に「折衝長史」などの語や「(將軍号)十作人」といった語が見えることから、

各將軍が幕府を開き、その属官に長史を置いたこと、更にその將軍府には隷属民として作人が存在することなどを指摘している。⁽⁷⁾しかし、帳簿においてはある個人を表記する場合、通常、姓名を用いるほか、姓名と官号を組み合わせたり、官号のみを使う場合もあり、その官号はしばしば省略されることがある。故に、「折衝長史」や「(將軍号)十作人」といった語も、そのように省略された例と考えることも可能で、少なくとも各將軍が開府していたことを積極的に証明するものではない。また、上記の語以外に各將軍とその開府に関する記事もなく、一般にも受入れられてはいないようである。

したがって、嶋崎氏以来の加官・位階説が通説となっているのが現状である。しかし、それは中国史の視座から高昌国史を見ることがでもある。高昌国は基本的に漢人によって構成された国家であり、前涼の高昌郡から発展した以上、その制度的淵源は当然、中国中原にあるとはいえ、これまで検討してきたように、中原王朝とは実質面で大きく異なる国家であった。従って、中国中原王朝の影響を受けた周辺諸国の一つとして捉えるのが妥当であると考えられる。中国史の視座からの見方は王素氏にしても共通であるが、そこに従来の研究の最大の問題点が存在するように思われる。

さて、前述した將軍号の通説的理解に対し、出土文字資料中にこれに反する事例がしばしば見受けられる。まず、

〈資料1〉「高昌重光三年（六二二）条列虎牙汜某等伝供食帳」(66TAM50:9(b)) に以下のように見える。

〈資料1〉

〔前缺〕

1. 次、廿七日、汜傳、油一斗、供康禪師用。次、傳、肉八節・細麵八斗、床米一斗麵一斗
2. 用縫帳氈宮人食。次、傳、豆一斗、供康禪師用。
3. 次、傳、肉二節・白羅一斗、供鎮軍摩頓。次、傳、肉三節、用作~~進~~。
4. 楊殿中傳、肉一節・細麵一斗、供鎮軍食。次、肉二節・細麵一斗、供史殿中。
5. 麴歡岳・葛薩三人食。次、汜傳、粟米二斗、供康禪師舍用。次、傳、肉
6. 三節・細麵一斗、作餅用開帳窗食。
- 八
7. 十月廿〇日、麴郎阿住傳、麻參束一拔、供大
8. 波帳上用。次、明威嚴傳、油壹昇、用摩鎧。次、
9. 虎牙汜傳、麻一拔、供~~半~~頭帳上用。

10. 十月卅日、虎牙汜傳、市肉參節・細麵參兜、供~~志~~公主食。次、殿中陽
11. 傳、市肉捌節、供世子夫人食。康將、市肉參節・自死肉十二節・
12. 麵一斛五斗、供客胡十五人賞。次、虎牙汜傳、蘇一斗、供
13. 供世子、送與吳尚書。次、傳、市肉陸節細麵參斛、供康禪
14. 師舍用。次、殿中陽傳、繡革靴貳兩并帛。次、傳、細麵一斗
15. 二昇・粟米二昇、供明威慶善小兒二人。□
16. 侍郎辛傳、棗三斗、供□帳中……………

〔後缺〕

本文書は恐らく、高昌国の国庫から支出する物品を、それを担当した官員が書記担当の官吏（詳細は不明）に伝達し、その箇所の日付ごとにまとめた帳簿であろう。このような帳簿は他にも多く存在し、一般に、

(日付) + (伝達者の名前) 伝:: (物品名とその数量) 供 (供与先の名前など)

という形式で記され、日付や伝達者などが同一である場

合は、繰り返しを避けて「次、傳」^レという形式で次の伝達事案が記される。従って、例えば第一行の「次、廿七日、汜傳、油一斗、供康禪師用」は「次、廿七日、汜傳うるに、油一斗、康禪師の用に供す」と書き下すことが出来、「次の事案は以下の通り…二十七日、汜が以下の内容を伝えるに、油一斗を康禪師の所用に提供した」の意と解されよう。以下も同形式の文が続くが、本文書では「侍郎の辛」や「麴郎阿住」とともに、「虎牙の汜」や「殿中の陽（楊）」がこれらの事案の伝達に携わっていることが分かる。また、「高昌衆保等伝供糧食帳」(69TKM33・1/2 (a) ほか)では「将」・「通事」・「校郎」などの官号を持つ者と一緒に、「虎牙」が事案の伝達に関わっている。

帳簿類というものは簡潔を旨とするものであるから、これらの文書に見える「虎牙」・「殿中」はいずれも「虎牙將軍」・「殿中將軍」のことを意味し、「將軍」の文字が省略されたものと考えられる。將軍号以外の官号でも同様に一部が省略されていることは想像に難くなく、複数の官号を併せ持っている場合にもそれが省略されている可能性がある。るので、先の虎牙將軍や殿中將軍が將軍号のみを持つ官員であるとは限らない。しかし、姓名や他の官号と並んで、特定の官員を示すのに將軍号を用いる場合もあることは確認できよう。

ここで、上述した帳簿と同様に、物品を供与する内容を持つ帳簿類を列挙すると以下のようになる。

表一

	文書名	文書番号
1	高昌伝供米麵帳	86TAM386:35-10a, 35-9a
2	高昌伝供大車氷文書	86TAM386:35-4
3	高昌伝供物帳	59TAM302:35/6-3, 6-4
4	高昌某年伝供食帳(第四断片)	73TAM517:04/2 (b)
5	高昌元礼等伝供食帳	73TAM517:04/1 (a) ほか
6	高昌曹石子等伝供食帳	73TAM517:04/8-1
7	高昌都子等伝供食帳	73TAM517:04/8-4ほか
8	高昌伝銭買鑊鉄調鉄供用帳	72TAM151:101
9	高昌虎牙元治等伝供食帳	60TAM329:23/1, 23/2ほか
10	高昌崇保等伝寺院使人供奉客使文書	69TAM122:3/2
11	高昌令狐等伝供食帳	60TAM307:5/2 (b)
12	高昌□善等伝供食帳	60TAM307:5/1 (a)
13	高昌虎牙都子等伝供食帳	60TAM307:4/2 (a)
14	高昌竺一仏図等伝供食帳	60TAM307:5/3 (a) ほか
15	高昌重光三年(六二二)条列 康鴉問等伝供食及作坊用物帳	66TAM50:32 (a)
16	高昌重光三年(六二二)条列 虎牙汜某等伝供食帳一	66TAM50:9 (b)
17	高昌重光三年(六二二)条列 虎牙汜某等伝供食帳一	66TAM50:9 (a) (8)
18	高昌伝供酒食帳	72TAM154:26

19	高昌奇乃等粗細糧用帳(第一断片)	69TKM33:1/8 (a), 1/9 (a)
20	高昌付張都堆等伝供糧食帳	69TKM33:1/3 (b), 1/6 (b) ほか
21	高昌衆保等伝供糧食帳	69TKM33:1/2 (a)
22	高昌建文等伝供糧食帳	67TAM90:34 (a)

ここから、事案の伝達に関わっている官員の官号を抽出してみると、以下のようになる。

A群官員……通事 侍郎 校尉 校郎 □郎 中書
 中郎 □薄(薩薄か)⁹⁾
 將軍号……虎牙將軍 虎威將軍 明威將軍 □威將軍
 軍 宣威將軍 殿中將軍 將

これらの文書には更に検討を加えるべき点もあるが、この中で事案の伝達に関わる官員の中にB群官員と確定できる例が一つもないことに注目される。すなわち、A群官員と將軍号を持つ官員が、同じように事案の伝達に関わっており、將軍号で識別される官員の職務内容に、A群官員と共通の部分があったと判断できよう。

一方、荒川氏も注意を向けたように、〈資料2〉「高昌延寿十一年(六三四)主客残奏」(67TAM78:25 (a))に、「威遠將軍 麴□□」が単独で見える。¹⁰⁾

〈資料2〉

- 一. □□□□左親侍散望 臣高 □
- 二. 威 遠 將 軍 麴 □
- 三. 客 曹 參 軍 臣陰 煥子
- 四. 客 曹 主 簿 臣 □ □

また、署名部分しか残存していないが、〈資料3〉「高昌延和二年(六一三)呈刺薪奏尾」(86TAM388:22-4ほか)においても「威遠將軍」単独で見える。

〈資料3〉

- 一. 侍 郎 麴 □ □
- 二. 張 □ □
- 三. 延和十二年癸酉歲六月十三日呈刺薪
- 四. 威 遠 將 軍 麴 □ □
- 五. 麴 慶伯 □ □
- 六. 馬 原 軼 □ □
- 七. 辛 □ □
- 八. 嚴 □ □
- 九. 員 祀 □ □

これらの文書では図版を見る限り、上下に書写スペース

が充分あることから、スペースの問題によって官号が省略されたとは考えがたい。従って、將軍号が単独で用いられる事例であると判断できる。

ほかに、署名と考えられる部分に「凌江將軍 高」とのみ見える「高昌重光三年（六二二） 条列虎牙汜某等伝供食帳一」（66TAM50:9 (a)）があり、更に虎威將軍が兵曹の官員と共に署名している郡県レベルの文書「高昌兵曹殘奏」（69TAM142:5）や、鷹揚將軍・威遠將軍が門下校郎や県令とともに署名する「高昌諸臣条列得破被毆破褐囊絶便索絶胡麻索頭数奏」（72TAM155:29）などもあって、いずれも將軍号が単独で用いられているものである⁽¹¹⁾。

以上の検討をまとめると、以下のようになる。

高昌国の將軍号は、一定の実職を持つ官号であり、また、その職務内容は、A群官員や郡・県の地方官などと同じレベルでしばしばともに仕事をしているというものである。

三、兼官号

次に兼官号について検討を行ないたい。周知のように唐代において兼官を表す文字については、『唐六典』卷二・吏部尚書条に「凡注官階、卑而擬高則曰“守”、階高而擬

卑則曰“行”とあり、官吏の位階と実職の上下関係を表すために「守」・「行」の文字を付記することが行なわれていた。また、同様の規定が唐律を継受した日本の律令にも存在したことが知られている⁽¹²⁾。もちろん、唐律の規定は前代までの制度を整理・発展させた上での規定であるが、唐律以前については明文規定が残されていない。一方、麴氏高昌国の場合を見ると、「守」の用例は知られていないから、少なくとも唐律と同様の解釈が無理であるのは確実であり、歴代中原王朝の例とも同一であるかどうかは不明であった。にもかかわらず、中原王朝の事例と類似しているためか、これまで麴氏高昌国の兼官号については検討されたことがなかった。そこで、これまで知られている麴氏高昌国の四種類の兼官号について考察してみたい。

三―「領事」

まず、兼官号の一つである「領事」の事例を一覧してみたい（表二）。

本表から分かるように、「領事」においては①「將軍号」＋（A群官号）＋領事、②「將軍号」＋領事、③「長史」＋（將軍号）＋領事の三種類のパターンが見られる。後述のように「領事」と「兼事」には共通点が多く、將軍号のみと組み合わせられる場合と、將軍号以外に他

表二 「領事」

資料4	平遠將軍領兵部事 66TAM48:28 (a), 32 (a)「延昌廿七年(五八七)六月兵部条列買馬用錢頭數奏行文書」	『図文』I 三三九頁 8. 右衛門軍縮郎中翹 紹徽 9. 平遠將軍領兵部事翹 歡 10. 嚴 仏圖
資料5	長史、將軍領事 魏斌造寺碑碑陽 (建昌元年、五五五年)	25. 長史・建武將軍・領兵部事 □ 長史・虎威將軍・領庫部事翹 長史・威遠將軍・領都官事翹 凌江將 26. 軍翹 長史・威遠將軍・領部事馬 長史・威遠將軍・領祀部事陰 長史・平漢將軍・領主客事汜 27. 長史和 民部司馬張 □ 威將軍・都官司馬高 主客司馬高 倉部司馬嚴 兵部司馬高 祀部司馬翹 庫部司馬 □ 門下校郎焦 門下校郎鞏 通事舍人張 通事舍人 □ 門
資料6	虎牙將軍中兵校郎領主客事 67TAM78:25 (a)「高昌延壽十一年(六二四)主客殘奏」	『図文』II 三九頁 5. □ 壽十一年甲午歲十一月廿五日 □ □ □ 6. 虎牙將軍中兵校郎領主客事 高 □ □ □ 7. 主 客 參 軍 孟 □ □ □
資料7	輔國將軍領宿衛事 67TAM364:01「高昌重光四年(六二二)二月輔國將軍領宿衛事魏某殘啓」	『図文』I 三八九頁 1. 行中兵校郎事翹 □ □ 2. 重光四年癸未歲二月廿四日 □ □ 3. 輔國將軍領宿衛事翹 □ □

の兼任の官号が組み合わされる場合と、両様の場合がある点も共通している。⁽¹³⁾このうち、式典の参加者名簿といえるへ資料5「魏斌造寺碑」の人名部分について、侯燦氏は表三に整理するように③「長史+(將軍号)+領事」と第二七、二八行の各部「司馬」とが対応していること、先述のように各部(筆者のいうB群)の官員には(郎中・名譽職) ↓長史 ↓司馬 ↓参軍 ↓主簿 ↓吏の高下の序列があることから、三番目のパターンの「長史+(將軍号)+領事」は「部長史」のことであるとされた。出土文書について見てみると、必ずしも次行に司馬が記されるわけではない。しかし、(資料7)に「領宿衛事」が見え、この宿衛はB群

諸部に含まれず、どのような構成であったかは不明ではあるが、「領宿衛事」を「宿衛という業務を掌る」意に解して差し支えないものと考えられる。これを敷衍すれば、その他の「領事」もまた、ある業務を掌っている意味と解され、実質的にB群の長史に相当するものと解される。

表三

長史・建武將軍・領兵部事□	兵部司馬高
長史・虎威將軍・領庫部事麴	庫部司馬□
長史・威遠將軍・領都官事麴	□威將軍・都官司馬高
長史・威遠將軍・領□部事馬	民部司馬張か倉部司馬嚴
長史・威遠將軍・領祀部事陰	祀部司馬麴
長史・平漢將軍・領主客事汜	主客司馬高

さて、〈資料6〉に見える虎牙將軍は、いわゆる「雜号將軍」・「小号將軍」などと呼ばれるものの一つであり、低位の將軍号であると考えられてきた。出土文書に従って検討してみると、無官者への追贈にこの虎牙將軍が用いられている例がある。⁽¹⁴⁾ そのような將軍号が同時に「領主客事」のように業務を掌るレベルとなる点には、アンバランスな感じが否めない。

また、〈資料4〉には「平遠將軍・領兵部事」が、〈資料7〉には「輔國將軍・領宿衛事」が見える。すなわち、先

麴氏高昌國の將軍号と兼官

の第二のパターンであるが、これは通説的に理解すれば、位階と兼官号のみからなる肩書きということになり、中心となる本官に相当すべき官号が存在しないことになる。つまり、先の虎牙將軍の例とともに、中原王朝的な考え方は理解の困難な事例である。

そこで、以上の検討をまとめると、以下のようなろう。

一、「領事」はある業務を掌る意味であり、B群でいえば実質的に長史相当である。

二、本官が存在しなかったり、無官者に追贈されるような將軍号とある業務を掌る意味の兼官号が組み合わされるなど、中原王朝的な加官と本官の関係とは異質な例が存在する。

三―二 「兼事」

次に「兼事」である。以下に事例を一覧表にして掲げる。

本表から、この「兼事」には、先の「領事」の場合とほぼ同様に、①「(將軍号)+(A群・B群官号・地方官号)+兼事」・②「(將軍号)+兼事」・③「長史+(將軍号)+兼事」の三種のパターンが存在することが看取できよう。なお、先に掲げた〈資料5〉の「麴斌造寺碑」に「□威將軍・都官司馬 高」と「兼」字も「領」字も使

表四 「兼」事

資料8	寧遠將軍吏部郎中兼兵部事	『集成』巻 凶版一及び四七頁ほか
資料9	大谷一三一〇、大谷一三一一ほか 中兵校郎兼屯田事	5. □壽元年甲申歳六月廿日 起 6. 寧遠將軍吏部郎中兼兵部事 麴 …… 『凶文』I 四二七頁
資料10	虎威將軍兼屯田事 72TAM155:30 (a) 「延寿九年(六三二) 屯田残奏」	2. 延寿九年壬辰歳 月 日屯田 奏 3. 虎賁將軍中兵校郎兼屯田事臣高屯 田 主 簿范 『凶文』II 一六八〜一六九頁
資料11	威遠將軍兼兵部事 72TAM171:19 (a) ほか「高昌延寿一四年(六三七) 兵部差人往青陽門等処上現文書」72TAM171:12 (a) ほか「高昌延寿一四年(六三七) 兵部差人看客館客使文書」	13. □□軍肤疊□吐諾他跋 跋 録 録 高昌令尹 麴 伯雅 14. 右衛將軍 曹 郎 中麴 紹徽 15. 虎威將軍 兼 屯 田 事 焦 □□ 16. 屯 田 參 □ □ 『凶文』II 七三〜七四頁ほか
資料12	□衝將軍兼民事	27. 歳 七 月 卅 日 文 勗 28. 威遠將軍兼兵部事 麴 武恭□ 29. ※録文は前者 『凶文』II 四〇頁
資料13	67TAM78:24 (a) 「高昌民部残奏」 ※資料22と同一資料 ……軍兼民事	6. 領軍大將軍綰曹郎中臣 麴 □□ 7. □衝將軍兼民事臣 麴 □□ 8. □部 司 馬 …… 『凶文』I 三六三頁
資料13	72TAM154:19 「高昌民部素送安昌去人符」	1. ……六月十日起 2. ……軍兼民事 麴 3. ……去人索安昌去人符到期

わな例があるが、出土文書中には「(將軍号)+(B群各部)長史」・「(將軍号)+(B群各部)司馬」の如く「將軍号+B群官号」とする例は管見の限り存在しない。

さて、第一のパターンは「(將軍号)+ある官号を持つ者が」の事を兼任する」と読むことが可能で、一見したところ最も解釈が容易なものである。しかし、「兼」字の詳細な意味はこれでは不明である。そこで、第一・第二のパターンについて検討してみたい。

第二のパターンでは、先の「領事」の場合と同じく、將軍号以外の官号が存在しない。すなわち、この「兼」字が兼職を意味するのであれば、將軍号が本官であるか、あるいは途中に別の本官となるべき官号が省略されていると見なければならぬであろう。へ資料12へ資料16へなどは正式な上奏

資料14	凌江將軍兼都官事 72TAM151:15 「高昌義和二年(六一五)都官下始昌縣司馬主者符為遣弓師侯尾相等詣府事」	『図文』Ⅱ 九八頁 5. 義和二年乙亥歲十月 日起 6. 凌江將軍兼都官事史 洪信
資料15	凌江將軍兼…… 86TAM386:35-3 「高昌敕下田地郡司馬主者符」	『新出』四三五頁 4. 年已…………… 5. 凌江將軍兼……………
資料16	鷹陽將軍兼民部事 59TAM301:15/44 (a) 「高昌民部殘奏行文書」	『図文』Ⅱ 八二頁 1. 鷹陽將軍兼民部事麴 □ □ 2. 民部主簿張 □ □
資料17	………武將軍兼都官事…… 59TAM302:35/6-1 「高昌殘奏二」	『図文』Ⅱ 一八一頁 5. ……歲十二月廿九日 □ □ 6. ……武將軍兼都官事 □ □
資料18	長史虎威將軍兼祀部事 73TAM524:32/2-2 「高昌永平二年(五五〇)十一月三十日祀部班示為知祀人名及謫罰事」 73TAM524:32/2-1 「高昌祀部殘班示」	『図文』Ⅰ 一三六頁ほか 15. □ □ □ □ 庚午歲十二月卅日祀部班 16. □ □ □ □ 長史虎威將軍兼祀部事麴 ※録文は前者
資料19	………將軍兼祀部事 73TAM524:32/1-2 「高昌永平元年(五四九)十二月廿九日祀部班示為明正一日知祀人上名及謫罰事」	『図文』Ⅰ 一三四～一三五頁 17. ……十二月廿九日祀部班 18. ……將軍兼祀部事氾 恢芝
資料20	奮威將軍橫截太守兼宿衛事 麴斌造寺碑陽	24. 冠軍將軍兼屯田事帶寧 □ 縣麴紹徽 奮威將軍橫截太守兼宿衛事麴

麴氏高昌国の將軍号と兼官

文書とはいえ、スペースの関係で省略されているとも考えうる。しかし、〈資料10〉に見える「虎威將軍・兼屯田事 焦□□」は図版から判断するに十分な書写スペースがあり、本官を記すのに何の問題もないように思われる。にも関わらず、他の官号が見えないことから、本官が省略されていると解釈することは極めて困難であろう。では、このように將軍号以外に本官が見えない場合、「兼事」はどのように解釈すべきであろうか。前述したように、B群官員の間には「(郎中)↓長史↓司馬↓参軍↓主簿↓吏」という序列の存在が確認できる。そこで、この序列を考慮しつつ、表四の各資料の後行から、「兼事」の相当する位置を検討してみると、以下のようになる。

表五 「兼く事」と前後行

資料8	寧遠將軍吏部郎中兼兵部事	前後行に官員署名なく、相当する官職不明
資料9	中兵校郎兼屯田事	次行は屯田主簿なので、長史・司馬・参軍いずれか相当の可能性
資料10	虎威將軍兼屯田事	前行は「右衛將軍・縮曹郎中」、次行の官は屯田参軍なので長史・司馬相当の可能性
資料11	威遠將軍兼兵部事	前行は官号なし、次行は署名あるも官号はなし。相当官職不明
資料12	□衝將軍兼民部事	長史相当と考えられる
資料13	……軍兼民部事	前後行とも官員署名なく相当官職不明
資料14	凌江將軍兼都官事	前行に官号なく後欠。相当官職不明
資料15	凌江將軍兼……	前行に官号なく後欠。相当官職不明
資料16	鷹陽將軍兼民部事	前は欠けるが、次行は民部主簿なので長史・司馬・参軍相当の可能性
資料17	……武將軍兼都官事……	前に官号なく、後欠。相当官職不明
資料18	長史虎威將軍兼祀部事	前に官号なく後欠、相当官職不明
資料19	……將軍兼祀部事	前に官号なく後欠。相当官職不明
資料20	奮威將軍横截太守兼宿衛事	不明

もし、「兼く事」で兼任される部署名と同じ名称の部署を含む官号が前後行にあれば、「兼く事」の相当する順位が推定できるわけである。このように見てみると、前後行が欠けている例が多いものの、〈資料9〉・〈資料10〉・〈資料16〉からは、長史・司馬・参軍のいずれもの可能性が導き出される一方、〈資料12〉では長史相当である可能性がある。通常、一定の組織において、長官は必須であり、それが欠けた際は代行などを置くが、次官以下は必ずしも必須とはいえないであろう。従って、司馬・参軍が置かれないう場合も想定可能であり、〈資料9〉・〈資料10〉・〈資料16〉がそのような場合に該当する例であるとすれば、長史相当であると考えることができる。

また、符や班示という公文書の書式において、「兼く事」が署名位置の筆頭にある例が見える。〈資料8〉・〈資料13〉・〈資料14〉・〈資料15〉は符の例であり、〈資料18〉・〈資料19〉は班示の例である。これらの符や班示は明らかに下行文書であるが、命令を下す立場の官員は、やはり当該部署の責任者と解すべきで、B群の場合、それは繰り返すように長史であった。また、兼任している官号に「吏部郎中」・「長史」があるが、名誉職とされる郎中にせよ、実質的責任者とされる長史にせよ、同様の構成を持つB群各部署の中で、次官以下のポストを兼ねるのは少々不自然であり、

このことも、「兼す事」が長史に相当することを傍証しよう。

以上の検討の結果、「兼す事」が長史に相当する、すなわちある業務の責任者レベルであることが判明したが、では、同様の意味を持つ「領す事」と「兼す事」の間に相違点はあるのか、という問題点が浮上してくる。特に〈資料18〉・〈資料19〉に見える「長史+(将軍号)+兼す事」の場合、麴斌造寺碑中の事例の如くに「領す事」と表記しない理由が全く不明である。細かい相違点に注目してみると、「兼す事」の前に記される官号には将軍号・A群官号・B群官号・地方官の官号のいずれもが存在するのに対し、「領す事」の場合は地方官の官号やB群官号の例が見えない。つまり、「兼す事」と「領す事」はほぼ同義であるが、中央と地方との関係でいえば、「領す事」が中央官とのみ組み合わせられるのに対し、「兼す事」は地方官とも組み合わせられ、更にB群官号とも組み合わせられるということが注目されるのである。

ところで、「兼す事」・「領す事」には共通して「長史」を先に書くパターンが存在する。一般には将軍号が先に書かれるのに長史だけがこのような表記法を採るのは、高昌郡時代の官制から麴氏高昌国の独自の官制へと変遷する中

での過渡的な形態とも考えられるが、一方で、麴氏高昌国初代国王である麴嘉が、前代の馬氏高昌国(馬儒の政権)において「右長史」に任じられていたことも想起されよう。麴斌造寺碑中に「長史 和」と長史が単独で見える例が存在することとあわせ、後考に俟ちたい。

また、〈資料11〉において、「威遠將軍・兼兵部事」という官号が見えることに注意を払っておきたい。これまで検討したように、将軍号が実職を持つ場合、その名称からは第一に軍事関係の職務が想起されるが、將軍が兵部の事を兼官するということは、逆に元来、将軍号が兵部と直接関係を持つものではなかったことを示唆するものであろう。

以上の検討をまとめると、以下のようなだろう。

一、「兼す事」は兼任を表し、「領す事」とほぼ同義であるが、B群官号や地方官号とも組み合わせられる点異なる。
二、「領す事」の場合と同じく、将軍号が本官となる事例が存在する。

三、将軍号は元来、兵部と職務上の直接的関係を持つものではなかったと推定される。

三―三 「行す事」

「行す事」については前述の通り、中原王朝にも用例が

表六 「行ゝ事」

資料21 行門下事侍郎	『新出』四三八〜四三九頁、『集成』巻四六頁ほか
資料22 行門下事左親侍散望	『図文』II 四〇頁
資料23 ……事	『集成』巻四版四及び六三頁
資料24 行門下事威遠將軍・行門下事殿中將軍	『図文』I 四二九頁
資料25 行門下……	『図文』I 四三三頁、『集成』巻四版四及び六三頁

見られ、唐代の規定では位階に比して実職の官品が低い場合に「行」字を付すものとされていた。また、曾資生・大庭脩両氏によれば、漢代の「行ゝ事」には代行の意味がある⁽¹⁵⁾とされる。

ここで、「行ゝ事」の用例を一覧してみたい。

本表からは、
○「行ゝ事」は本官の前に付される。

○本官に相当する部分にはA群官号や將軍号などの例があり、本官が記されていない例も存在する。という点が看取できよう。

前述したように、「領ゝ事」・「兼ゝ事」の両者と比較した場合、「行ゝ事」は官号の前に付される点が大きな相違点である。そこで、「行ゝ事」はその後に記された官号に係ることとなるが、後に記される官号がいずれの例においても

資料26	行門下事………	『集成』巻 図版三及び一三九頁
	大谷二九三七	2. 1. …… □五月廿………
資料27	行中兵校郎事	『図文』I 一三八九頁
	67TANM364.01 「高昌重光四年（六二二）二月輔國將軍領宿衛事麴某殘啓」 ※資料7と同一資料	1. 行中兵校郎事麴 2. 重光四年癸未歲二月廿四日 3. 輔國將軍領宿衛事麴 (後略)

B群以外の官号である、すなわちA群の官号か將軍号であることが注目される。従って、將軍号はB群官号よりもA群官号により近い性格の官号であるということができ、先の帳簿における検討結果とも一致する。

また、「行ゝ事」の「ゝ」の部分に入る対象となるものはいずれもA群であって、長史や司馬などのB群官号となる例、例えば「行民部長史事」の如き事例は見受けられない。これは「吏部郎中・兼兵部事」のようにB群官号と組み合わされる例の存在する「兼ゝ事」と相違する点である。すなわち、「行ゝ事」は本官についても「ゝ」の部分についてもA群官員に関して用いられる用語であるということができ、A群官員の性格を特徴づけるものであるともいえるのである。

次に、麴氏高昌国における「行ゝ事」の意味について検

討したい。

唐代の規定のような用法は、対となるべき「守」の事例が高昌国では知られていないことから、考慮する必要はないと思われる。大庭氏などの所謂「代行」としての用法や、先の「領ゝ事」・「兼ゝ事」の如き責任者を兼任するものとし

ての用法は、〈資料24〉等に「行門下事」が同時に二名出現する事例が存在するので、いささか困難であろう。曾資生氏は魏晉南北朝期の「行」について、漢代の「守」(試守)と同様の意味であることを指摘している。¹⁶⁾ 麴氏高昌国の事例について同様に解釈した場合、現状では大きな矛盾も生じないので、さしあたり「試用」の意味として解しておきたい。記される位置の違いも、このような意味上の違いによるものであると考えられよう。

ここで注目すべきは、〈資料27〉において、「行」字の前に官号が見えないばかりか、「行ゝ事」の後に直接続けて官員の姓名が記されていることである。〈資料27〉の文書は形式上類例が無く、「東宮」の署名らしきものが下文に見えることから東宮に関するものであると推測できる以外、その性格は不詳である。しかし、署名部分において署名ス

ペースが充分にあること、日付の後に記されている官号が「輔國將軍・領宿衛事」とあるのに日付の前において將軍号などを省略する理由がないことから、この「行中兵校郎事」がフルタイトルであると判断できる。すると、〈資料27〉の「行中兵校郎事」は直後に記されている「翹□」という姓名に係ることになり、「中兵校郎の事を行なう（ところの）翹某」の意になる。

この場合、他に本官となるべき官号が記されていないことから、当該の翹某なる人物は將軍号を含め、本官に任じられていない可能性が高い。この人物は姓が翹であるが、これと高昌国王室の姓が翹氏である事実を結びつけて考えれば、この翹某が王族である可能性は高い。

ここで想起すべきは、王室の一員である翹氏は、文書中でしばしば「翹郎○○」と記される例があったとする孟憲実氏の指摘である。¹⁷⁾そこで「翹郎」の用例を調べてみると、それは一人としての立場ではなく、官僚に準ずる立場であることが多い。例えば、前掲した〈資料1〉では、「侍郎の辛」や「虎牙（將軍）の汜」・「殿中（將軍）の陽（楊）」の各將軍とともに、「翹郎阿住」が案件の伝達に携わっている。また、〈資料28〉「高昌国官庁文書断片」（大谷一四六七）には、

〈資料28〉

〔前缺〕

- | | | |
|----|-----|---|
| 1. | 翹郎 | □ |
| 2. | 侍郎和 | 子 |

と見え、図版が不鮮明であり、文書の性質も不詳ではあるが、形式上、他の文書の署名部分と類似しているようである。

このように文書中では「翹郎」と称される人物が他の官員と同じ職務を遂行していると考えられるのであり、王室の一員である「翹郎」を名乗る人々は、まさに王室の一員であるという属性によって、官僚と同じ職務を遂行することができたことになる。

このような存在を考慮すれば、翹氏一族の場合には、正式な官号を持たない状態で「行々事」の形式で官職に就くことがあったと考えて大過ないであろう。すなわち、王室の一員であることによって特権的な地位を持ち、かつ官員扱いされた可能性が高い。しかも、その状態が公文書の文面にまでも反映されている点が、翹氏高昌国官制の特徴の一つであると評価できるのではないだろうか。

以上の検討をまとめると、以下になるであろう。

一、「行々事」の「々」の部分にはB群官号は入らない。

二、「行し事」は「試用」の意であると考えられる。

三、「行中兵校郎事」のように、他の官号を伴わない例もあり、その場合は当該の人物が王族であるなど、官号以外の属性によって官員として扱われているものと解される。

三―四 「帶し」

最後に「帶し」である。これも兼官号の一例であるが、用例としては〈資料20〉の麴斌造寺碑に「冠軍將軍・兼屯田事・帶寧□縣 麴紹徽」と見えるのみであり、その兼官号の書式としては「帶し事」とあるべきところに「事」字が付されない。この「寧□県」は麴氏高昌国の郡県の一つである寧戎県、すなわち、現在の Sengsim-aghiz のことであると推定されるので、⁽¹⁸⁾「帶寧□縣」は「帶寧戎県令」の意であると解せよう。屯田は中央に置かれたB群部署の一つであるから、この事例は中央官が地方官を兼任する場合に用いられているわけであり、また「兼屯田事」と「帶寧戎県」の二つの兼官号が同時に用いられている例でもある。残念ながら類例がないため、今はこれ以上検討することはできない。

四、軍号と兼官号に見える麴氏高昌国官制の

特徴

前節では、麴氏高昌国における兼官号を検討したが、その結果、各種の兼官号の用法をある程度整理できた。用例が一例しかない「帶」字を除く三種を比較すると、以下のようになる。

種別	領し事	兼し事	行し事
「し」の部分	B群及び「宿衛」		A群のみ
表記位置	將軍号・A群官号の後	將軍号・A群・B群・地方官号の後	將軍号・A群官号の前
単独使用可否	単独では不可		単独使用可
用法	しを掌る。長史相当		試用

更に、本官を有さずに兼官号のみを肩書きとする例も見出すことができた。これは、従来漠然と兼官号として考えられてきたもの自体が事実上本官を意味するものとなることである。そして、その事例の場合、麴氏の人物であることから、王族であれば無官であっても官員扱いされる可能性を指摘した。

また、兼官号を持つ場合、右のような例を除き、通常は本官となる官号が必要であるが、この本官が従来位階であると考えられてきた將軍号のみの事例の存在も確認した。第二節では、將軍号がそれ単独で本官となりうることを確

認したが、その立場はB群よりはA群の官員に近いものであることが判明し、一方で地方官とともに文書中に出現する例をも確認した。すなわち、將軍号は実体を持つ官職であることが判明したのである。

むすび

本稿では將軍号の性質を明らかにするために、それと他の官号との組み合わせの形式、及び文書中におけるそれぞれの官職の機能面から、將軍号の意味について検討した。その検討結果をまとめてみると、以下の如くである。

一、將軍号は実体を具備するそれ自体一つの官職であり、他種の官号と組み合わせられるだけでなく、単独で本官となりうる官号である。その職務内容は他のA群官員や地方官と共通する部分がある。

二、兼官のあり方から、將軍号およびA群官号はB群官号に優先して本官となる傾向がある。

三、兼官号のうち、「領事」と「兼事」はある業務を掌る意味であるが、「領事」の本官が將軍号・A群官員のみであるのに対し、「兼事」ではB群官員や地方官も本官となりうる。

四、兼官号のうち、「行事」は試用の意味を持つが、

試用の対象となるのはA群のみであり、本官にB群官号は用いられない。

五、王族としての魏氏一族は、その属性故に官員として扱われうるという特別な待遇が存在する。

以上のように、將軍号と兼官号をあわせて検討した結果、將軍号に関する従来の説とは大きく異なる結論が導き出されることとなった。低位とされる將軍号と、ある業務を掌る「領事」が組み合わされる例も存在していることから、魏氏高昌国官制、なかんづく將軍号を一つの指標としてきた官号間の序列に関する従来の研究は見直しが必要となる。しかし本稿では、中央官と地方官の関係や「領事」・「兼事」の違いをはじめ、十分に検討を尽くせない点が多々残っている。今後の検討課題としたい。

《文献略号》

『図文』：図版写真対照版『吐魯番出土文書』全四冊、文物出版社、一九九二～一九九六年

『集成』：龍谷大学仏教文化研究所編・小田義久責任編集『大谷文書集成』巻々参、法蔵館、一九八四～二〇〇三年

『新出』：柳洪亮『新出吐魯番文書及其研究』新疆人民出版社、一九九七年四月

なお、出土文書の表題は、原則として整理小組や整理者の附したものをそのまま採用し、敢えて名称を改めることをしていない。

註

- (1) 拙稿「魏氏高昌国の文書行政——主として辞をめぐって——」『史滴』第一九号、一九九七年二月、「魏氏高昌国の中央行政機構とその官制について」『史観』第一四九冊、二〇〇三年九月
- (2) 嶋崎昌「魏氏高昌国官制考」『中央大学文学部紀要』史学科第八号・第九号、一九六三年二月・一九六三年二月（のち、同氏著『隋唐時代の東トゥルキスタン研究——高昌国史研究を中心として』東京大学出版会、一九七七年三月に収録）
- (3) 同碑については池田温「高昌三碑略考」『三上次男博士喜寿記念論文集 歴史編』平凡社、一九八五年参照。
- (4) 日本史などにおける研究としては、例えば坂元義種「古代朝鮮三国と日本の官位の比較対照」大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂出版、一九九八年一二月、鈴木靖民「倭の五王の外交と内政——府官制的秩序の形成——」林陸朗先生還暦記念会『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年一月などを参照。
- (5) 侯燦「魏氏高昌王国官制研究」『文史』第二二輯、一九八四年（同氏『高昌楼蘭研究論集』新疆人民出版社、一九九〇年七月所収）
- (6) 荒川正晴「魏氏高昌国の官制について」『史観』第一〇九冊、一九八三年九月
魏氏高昌国の将軍号と兼官
- (7) 王素「魏氏王国軍事制度新探」『文物』二〇〇一年第二期、二〇〇一年二月
- (8) 本表一七番は実際には単なる帳簿ではないようであるが、内容・形式面では共通点が多いため、本表に含めた。
- (9) 「□薄」は「薩薄」と推定されるが、これが中原王朝でいう「薩宝」などと同語源であるとすれば、ソグド人、ないしゾロアスター教に関わる官職ということになる。しかし、その伝達した事案の内容は、「一斛五斗、供公主十五日食」というものであり、ソグド人との関連性は薄いようである。薩宝に関しては荒川正晴「北朝隋・唐代における「薩寶」の性格をめぐって」『東洋史苑』第五〇・五一合併号、一九九八年一月参照。
- (10) 本文書は整理小組により一件の文書として復元されているが、写真を見る限りでは前半の第四行と後半の第五行の間は相当な間隙がある上に、前半と後半の「客」字の筆跡が異なるように見えること、前半部分の上部に紙を貼継いだような形跡が見えることから、二件の別個の文書と考えられ、前半部分は郡県に置かれた「客曹」が見えることから郡県レベルで作成された文書である可能性がある。いずれにせよ、そこには「□□□□左親侍散望（六三四頃の前掲〈資料12〉「高昌民部残奏」(67TAM78:24 (a))に「行門下事左親侍散望」が見える）」とともに威遠将軍が将軍号単独で署名している。
- (11) 「高昌残奏一」(59TAM302:35/6-2)に「……………官司馬□……………/……………江將軍□……………」とあり、「凌江將軍」

とのみ記されている可能性がある。また「高昌延寿四年（六二七）閏四月威遠將軍麴仕悦奏記田畝作人文書」（72 [TAMI55:58/1]）ほかの所謂田畝作人文書には「威遠將軍臣麴仕悦印」と見える。但し、田畝作人文書は作人の供出者に交付する文書なので、正式な官庁文書とは言いにくい。

- (12) 日本の律令制における兼官については、土田直鎮「兼官と位季祿」『日本歴史』第三四号、一九五一年三月、喜田新六「位階制の変遷について（下）」『歴史地理』第八五巻第三・四合併号、一九五五年三月、山田英雄「桓武朝の行政改革について」『古代学』第一〇巻二・三・四合併号、一九六二年九月、村中昭紀「八世紀における官職制度についての一視角」『関西学院史学』第八号、一九六四年一月などを参照。

- (13) 「……都官事麴暄」が「都官残奏一」（67TAM84:23）に見える。次の行の署名が「司馬」であることから、長史相当であることは間違いないものの、残存部分のみからでは「領都官事」か「兼都官事」か判別不能であり、ここでは取り上げない。

- (14) 「高昌追贈末懷児虎牙將軍令」（66TAM50:6）

- (15) 大庭脩「漢の官吏の兼任について」『聖心女子大学論叢』第九集、一九五七年一月（のち同氏著『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年二月に収録）、曾資生（曾審・曾金声）『中国政治制度史』南方印書館、一九四一〜一九四四年（のち陶希聖編校、啓業書局、一九六九〜一九七四年）

- (16) 曾資生氏前掲書

- (17) 孟憲実「從『義和政変』到『延寿改制』：麴氏高昌晩期政治史探微」『敦煌吐魯番研究』第二巻、一九九七年一月

- (18) 荒川正晴「麴氏高昌国における郡県制の性格をめぐって」『史学雑誌』第九五編第三号、一九八六年三月の注一六参照。

〔附記〕本稿は、二一世紀COEプログラム「アジア地域文化エンハンシング研究センター」及び二〇〇四年度ヤングリーダー研究奨学金の研究成果の一部である。